

議案第 5 0 号

大口町福祉医療費支給関係条例の整理に関する条例の制定について

大口町福祉医療費支給関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 6 年 9 月 3 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 2 8 号）の一部が施行され母子及び寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）の一部が改正されること及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）が施行されることに伴う関係条例の整理をするため、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町福祉医療費支給関係条例の整理に関する条例

(大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例

第2条第1項各号列記以外の部分中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改め、同項第1号中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）

第2条第2項第4号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第3条第1項中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改める。

第4条見出し中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条第1項及び第2条の2の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

(大口町障害者医療費支給条例の一部改正)

第2条 大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則に次の１項を加える。

- ３ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１０６号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第３条及び第３条の２の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

（大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正）

第３条 大口町精神障害者医療費支給条例（平成１９年大口町条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第５条第３号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条第４号中「大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例」を「大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例」に改める。

附則に次の１項を加える。

- ３ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１０６号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第３条及び第４条の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

（大口町子ども医療費支給条例の一部改正）

第４条 大口町子ども医療費支給条例（昭和４８年大口町条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第５項第２号中「大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例」を「大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例」に改める。

第３条第２項第２号中「大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例」を「大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年１０月１日から施行する。

大口町福祉医療費支給関係条例の整理に関する条例による一部改正新旧対照表

第1条関係（大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正）

新	旧
<u>大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例</u> （受給資格者） 第2条 この条例により、<u>母子・父子家庭医療費</u>の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本町の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は盲学校、聾学校及び養護学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）</u> (2) <u>法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）</u>	<u>大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例</u> （受給資格者） 第2条 この条例により、<u>母子家庭等医療費</u>の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本町の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) <u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は盲学校、聾学校及び養護学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）</u> (2) <u>配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）</u> ア <u>離婚した男子であつて現に婚姻をして</u>

新	旧
(3)・(4) 略 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としな い。 (1)～(3) 略 (4) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者 (5)・(6) 略 3 略 (受給者証) 第3条 この条例による<u>母子・父子家庭医療費</u>（以下「医療費」という。）の支給を受けようとする受給資格者は、規則の定めるところによりあらかじめ町長に申請し、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する<u>母子・父子家庭医療費受給者証</u>（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。 2 略	<u>いないもの</u> イ <u>配偶者の生死が明らかでない男子</u> ウ <u>配偶者から遺棄されている男子</u> エ <u>配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子</u> オ <u>配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子</u> カ <u>配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子</u> キ <u>婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの</u> (3)・(4) 略 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としな い。 (1)～(3) 略 (4) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者 (5)・(6) 略 3 略 (受給者証) 第3条 この条例による<u>母子家庭等医療費</u>（以下「医療費」という。）の支給を受けようとする受給資格者は、規則の定めるところによりあらかじめ町長に申請し、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する<u>母子家庭等医療費受給者証</u>（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。 2 略

新	旧
(母子・父子家庭医療費の支給) 第 4 条 略 2 ～ 4 略 附 則 <u>1 この条例は、昭和 5 3 年 1 1 月 1 日から施行する。</u> <u>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）</u> <u>附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第 2 条第 1 項及び第 2 条の 2 の規定にかかわらず、受給資格者としな</u> <u>い。</u>	(母子家庭等医療費の支給) 第 4 条 略 2 ～ 4 略 附 則 この条例は、昭和 5 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

第 2 条関係（大口町障害者医療費支給条例の一部改正）

新	旧
（適用除外） 第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな い。 （1）・（2）略 （3）<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条による支援給付を受けている者</u> （4）・（5）略 附 則 1 ・ 2 略 <u>3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第 3 条及び第 3 条の 2 の規定にかかわらず、受給資格者としな</u><u>い。</u>	（適用除外） 第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな い。 （1）・（2）略 （3）<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条による支援給付を受けている者</u> （4）・（5）略 附 則 1 ・ 2 略

第3条関係（大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正）

新	旧
（適用除外） 第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな い。 (1)・(2) 略 (3) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者 (4) 大口町子ども医療費支給条例（昭和48年大口町条例第8号）、大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）及び<u>大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例</u>（昭和53年大口町条例第18号）により医療費の支給を受けることができる者 (5) 略 附 則 1・2 略 3 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律</u>（平成25年法律第106号）<u>附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、受給資格者としな</u> <u>い。</u>	（適用除外） 第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな い。 (1)・(2) 略 (3) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者 (4) 大口町子ども医療費支給条例（昭和48年大口町条例第8号）、大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）及び<u>大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例</u>（昭和53年大口町条例第18号）により医療費の支給を受けることができる者 (5) 略 附 則 1・2 略

第4条関係（大口町子ども医療費支給条例の一部改正）

新	旧
（定義） 第2条 略 2～4 略 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は就学児としない （1）略 （2）<u>大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例</u>（昭和53年大口町条例第18号）による受給資格者 （受給資格者） 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな （1）略 （2）就学児のうち<u>大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例</u>による受給者であるものの保護者	（定義） 第2条 略 2～4 略 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は就学児としない （1）略 （2）<u>大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例</u>（昭和53年大口町条例第18号）による受給資格者 （受給資格者） 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな （1）略 （2）就学児のうち<u>大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例</u>による受給者であるものの保護者